

令和元年7月11日

農業集落排水処理施設利用者 各位

毛呂山町長 井上 健次

農業集落排水処理施設使用料と水道料金の同時徴収について（お知らせ）

毛呂山町農業集落排水事業につきまして、日頃からご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、農業集落排水処理施設使用料（以下「下水道使用料」）と水道料金を同時徴収し、下記のとおり水道課より一括請求を開始することになりますので、お知らせいたします。

なお、本件に関して、手続きや費用は必要ありません。（詳細は裏面を参照）

記

1、一括請求の開始時期

令和2年1月請求分（10・11月分）より

2、主な変更点

- ① これまでの水道検針票に、水道料金、下水道使用料が併記されます。
（表示方法：下水道使用料等）
- ② 水道料金、下水道使用料を合算して上下水道料金として、水道課より納入通知書が発行されます。
- ③ 水道料金で口座振替をご利用の場合、水道料金、下水道使用料を合算して上下水道料金として、これまでの水道料金の引落日に引落としとなります。
- ④ 下水道使用料の使用開始・中止、料金（未収金を含む）の問い合わせ窓口が水道課に統一されます。
- ⑤ 水道料金と下水道使用料の使用者の氏名、支払方法が異なる場合、原則、水道料金の氏名と支払方法に統一されます。（お手続きの必要はありません。）

問い合わせ先

埼玉県入間郡毛呂山町中央2丁目1番地
毛呂山町役場 産業振興課 農林係

TEL 049-295-2112 FAX 049-295-0771

●水道料金及び下水道使用料の同時徴収に関するQ&A

Q 1 なぜ上下水道料金の一括請求を行うのですか？

A 1 料金のお支払いや、転入・転居等に伴う使用開始・中止、口座振替の申し込みが一度で済み、水道と下水道それぞれに手続きをする手間が省けます。また、それぞれ行っていた事務手続きが一つにまとめられ、各種手数料や納付書の印刷、郵送料、電算システムなどの経費が削減できます。

Q 2 一括請求の対象となるのは？

A 2 農業集落排水処理施設の利用者すべてが対象です。

井戸水等の自家水のみを利用されている方についても水道課より下水道使用料のみの請求となります。また、現在、口座振替でお支払いの場合は、新たに上下水道料金口座振替の申し込みが必要となりますのでご注意ください。

お支払い方法について

例① 水道料金、下水道使用料とも納入通知書でお支払いの場合。

→上下水道料金として納入通知書をお送りいたします。

例② 水道料金は納入通知書、下水道使用料は口座振替の場合。

→上下水道料金として納入通知書を送付します。

※下水道使用料の口座から引落したい、又は他の金融機関に変更したい場合、上下水道料金口座振替依頼書で申し込みください。

例③ 水道料金は口座振替、下水道使用料は納入通知書の場合。

→上下水道料金として水道料金の口座より引落としとなります。

例④ 水道料金、下水道使用料ともに同一金融機関の同一口座から振替の場合。

→上下水道料金として同一口座から引落としとなります。

例⑤ 水道料金、下水道使用料ともに口座振替だが、金融機関が異なる場合。

→上下水道料金として水道料金の口座より引落としとなります。

※下水道使用料の口座から引落したい、又は他の金融機関に変更したい場合は、上下水道料金口座振替依頼書で申し込みください。

例⑥ 親子又は夫婦等で水道料金と下水道使用料の名義を分けていた場合。

→水道料金の使用者名義に統一させていただきます。

上下水道料金徴収の一元化につきまして、ご使用者の皆様のご理解ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。